

# 教育法規

## 教育基本法第16条

教育は、**不当な支配に服することなく**、この法律及び他の**法律の定めるところにより**行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われな

い。

## 旧教育基本法第10条

教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つ行われるべきものである。

教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。

# 主幹教諭

- **教育課程**に基づく学習指導などの教育活動に関すること
- 学校の施設設備、教材教具に関すること
- 文書作成や人事管理事務、会計事務などの学校の内部事務に関すること
- **教育委員会**などの行政機関やPTA、社会教育団体などとの渉外に関すること

## • 学校教育法第37条第9項

主幹教諭は、校長（副校長を置く小学校にあっては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて**校務**の一部を**整理**し、並びに児童の教育を**つかさどる**。

調整

担当・管理

# なぜ あなたは そこに座っていられるのか？

## 地方公務員法第35条

職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその**職責**遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する**職務**にのみ従事しなければならない。

- (教育基本法9条) (研修)  
法律に定める学校の教員は、**自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養**に励み、その職責の遂行に努めなければならない。
- (教育公務員特例法21条) (研修)  
教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。
- (教育公務員特例法22条) (研修の機会)  
教育公務員には、研修を受ける機会が与えられなければならない。
- (教育公務員特例法22条2項) (研修の機会)  
**教員**は、**授業に支障のない限り、本属長の承認**を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。
- 「承認研修」または「職専免研修」

# 教育公務員特例法 第22条(旧20条) 第2項をめぐる司法判断

札幌高裁昭52.2.10判決

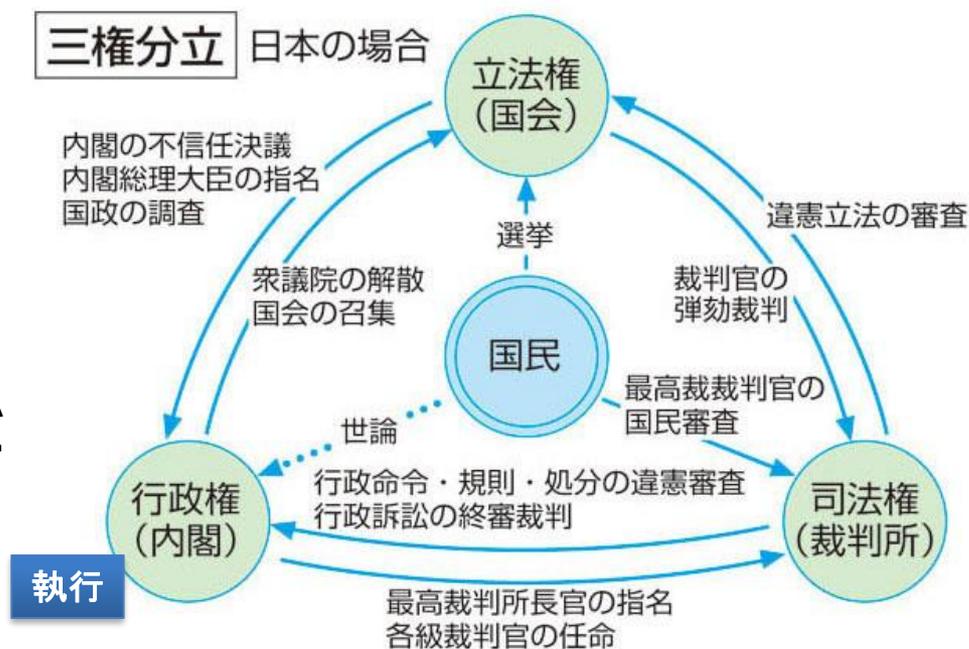
- 札幌高裁昭52.2.10判決(教特法第20条第2項)は、本属長に服務監督権者として、校務の運営に遺憾なからしめる見地から授業は勿論勤務場所での勤務全般に及ぼすことあるべき支障の有無を判断せしめると共に、教育公務員たる身分を有する教員に職務専念義務を免除し当該研修をなすことを公に承認することから**直接、間接に生ずべき広義の学校運営上の影響の有無、程度等をも考慮して申し出に対する承認の当否を判断せしめる意味において、承認権を付与しているものと解すべきである。**すなわち、教特法第20条第2項は、「本属長の承認」とは別に、「授業に支障のない限り」との要件をとくに規定していることにみると、同法は校務の中でも教員の中核的職務たる授業についてはこれをまず優先せしむべく、**授業に支障がある限りは研修参加の承認を許さないものとして本属長の承認権を覇束しているものと解される。**しかしまた同法は、研修を本属長の承認にかからしめているのであり、本属長は当該学校運営全般にわたりこれを総括する責務を有し、個々の教員の勤務場所での職務内容も授業のみではなく、他の学年、学級との関連を考慮した教育課程の編成、これに基づく諸計画の立案、学級運営、課外での児童の生活指導、**学校運営上の校務分担等に伴う各種業務があることはいうまでもなく、授業以外のこれら校務運営上の支障を無視して職務専念義務免除をなし得ないことも自ら明らかである。**のみならず、校長は教員に対する服務監督権者として研修であるが故に職務専念義務を免除するものである以上、社会的に多義的評価を受ける研修行為については客観的にこれを相当する事由があると認め得て始めてその承認をすべきものであり、右校務の支障をこえて更に行為の態様、場所等を勘案し、あるいは教育公務員としての身分に伴う参加の相当性等についても諸般の事情を配慮してその当否の判断をすることが必要であるというべきである。教特法第20条第2項※の承認は、この意味において**本属長に研修の承認に伴う授業以外の諸影響を教員の服務監督者の立場において比較考量せしめたるための裁量判断を付与しているもの**といわなければならない。※現教育公務員特例法第22条

# 近代公教育の3原則

- 義務性，無償性，中立性

# 三権分立の中の行政

- 権力が単一の機関に集中することによる権利の濫用を抑止し、権力の区別・分離と各権力相互間の抑制・均衡を図ることで、国民の権利・自由の確保を保障しようとするシステム



政治体系において権威を有する意思決定者によって行われた公共政策の決定を実行することに関連する活動

# 法律による行政

## 規制行政

- ・ 権力を用いて国民の権利・利益を制限したり剥奪したりすること

## 給付行政

- ・ 国民に一定の権利・利益を与え、公共の利益を増進させること

## 調達行政

- ・ 必要な資金、土地を調達すること

### 法律による行政の原理

国民の代表である議会が定めた法律に従ってのみ行われなければならないこと

法律の優位

私人の権利義務を規制できるのは法律だけ

法律の留保

法律に反する行政活動は許されない

法律の法規創造力

新たに国民の権利や義務に関する一般的規律(法規)を作ること、法律(立法権)に独占されている

# 法律による行政 民主的正統性

- 議員は選挙 公務員は試験
- 民主的な法律で規定されたことしか公務員ができないようにすれば、間接的に公務員の民主的正統性が担保される。
- 行政が行うことは、すべて法律による規定、またはその解釈によって妥当な範囲で行われれば民主的正統性が担保される。

# 教員と法 リーガル・マインド

- 教育は愛と情熱によって行うもので、法律で教育を行うことはできない
- 法律に詳しくなったからといって、指導力が高まるわけではない
- 法律の発想では学校運営はうまくいかない
- 教育の実践者である教員にとって、法律は縁のないものである

だけど！

- 公教育は教育法規に基づいて行われる
- 教育法規を知らないで学校教育を適切に運営することはできない
- 教育法規を十分理解していない教員による違法行為等

なので！

- 学習指導、生徒指導等のあらゆる教育活動は、定められる教育法規の下で行われるのであって、教員の個人的、恣意的な考え方や判断だけでは教育は成り立たない
- 教員の採用から退職まで、出勤から退勤まで、教員としてのあらゆる生活は法規の下で行われる
- 学校では、生徒の発達や成長の過程で生起する様々な教育場面がある。それに対応するため、教育法規の正しい理解に基づく対応が教員に求められる

# リーガル・マインド

- 法律の実際の適用に必要とされる、柔軟、  
的確な判断
- 『論理的思考力』と『バランス感覚』
- 「知識ではなくセンス」
- ルールを知らないと作戦が立てられない！



# 臨時休業

参考  
1

## 臨時休業の状況等 (令和2年3月16日時点)

New



### これまで臨時休業を実施した学校割合

	公立	国立	私立
小学校	99.0%	100%	97.9%
中学校	99.0%	100%	98.3%
義務教育学校	98.9%	100%	—
高等学校	98.8%	100%	97.9%
中等教育学校	100%	100%	100%
特別支援学校	97.6%	100%	64.3%
計	98.9%	100%	97.8%

New



### 3月16日以降の状況

- ・ 3月16日までに再開した学校 :約1150校(3.5%)
- ・ 当初から臨時休業を実施していない学校 :約350校(1.0%)
- ・ 3月16日時点で開校している学校 :約1500校(4.5%)

※公立小中高等学校等の状況



# 教育に関する法規

日本国憲法  
教育基本法

国家行政組織法 文部科学省設置法 地方自治法  
地方教育行政の組織及び運営に関する法律  
地方財政法 地方交付税法 義務教育費国庫負担法 市町村立学校職員給与負担法

## 教育の基本に関する法規

学校教育法 学校教育法施行令  
小学校設置基準 中学校設置基準  
高等学校設置基準 幼稚園設置基準  
教科用図書検定規則 教科書無償措置法

## 学校教育に関する法規

## 社会教育に関する法規

社会教育法 図書館法  
博物館法 スポーツ振興法 文化財保護法 生涯学習振興法

## 教育行政に関する法規

## 教育財政に関する法規

## 教職員に関する法規

## 児童生徒に関する法規

児童福祉法 少年法  
少年院法  
生活保護法

国家公務員法 人事院規則  
地方公務員法 教育公務員特例法  
労働基準法  
労働組合法

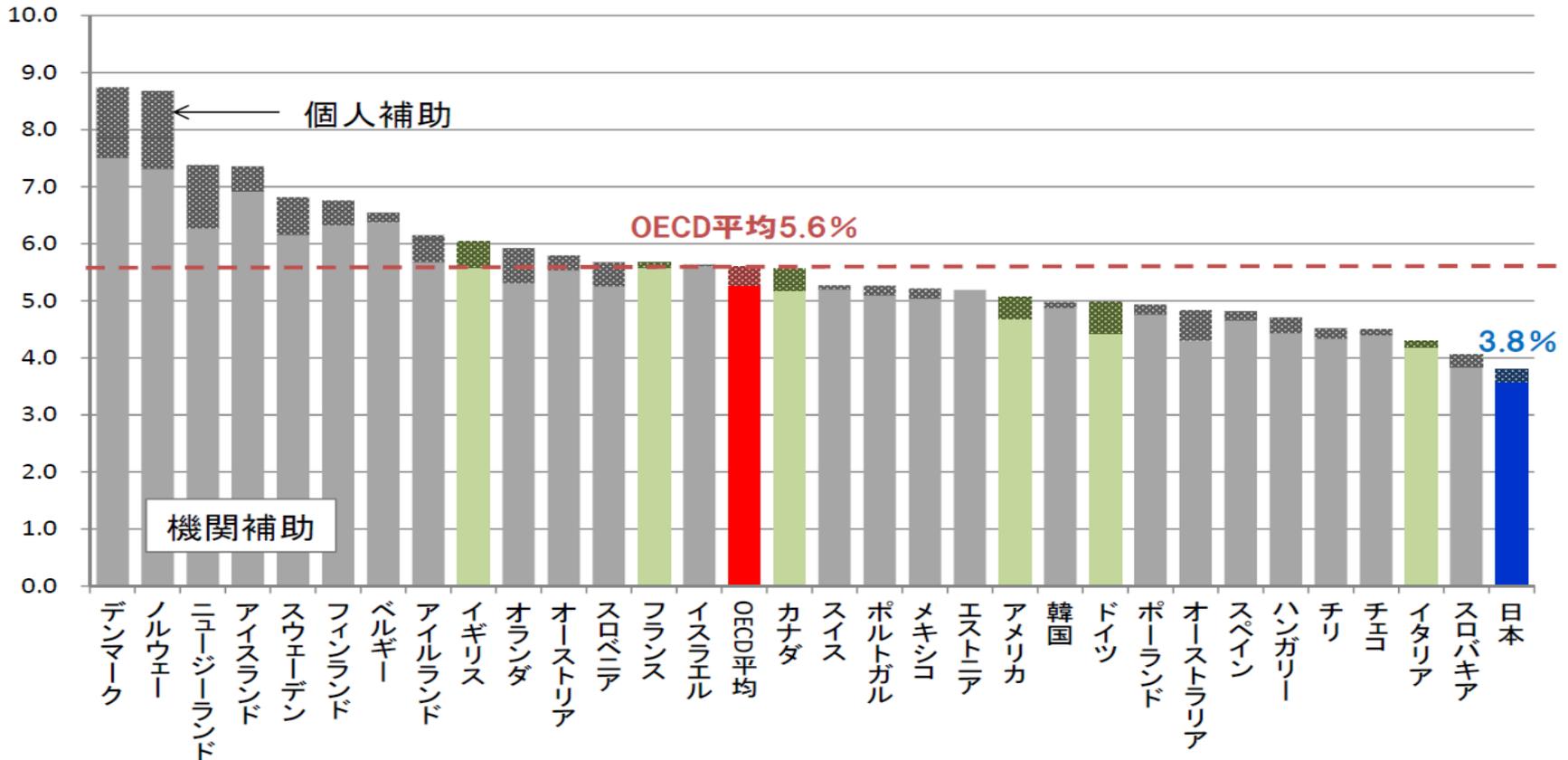
# 公共政策の決定

- 民間部門だけでは処理・解決・準備できない国民全体に影響のある「**公共**」的な課題・問題に対処して政府や地方公共団体、つまりは国及び地方自治体などの公的政策部門が主導をとって、国民の社会・文化・生活の全てに於いて有益性・安全性・平等性・公共の福祉性などを、改善または増進させる目的で立案される施策及びその政治的計画方針

# 教育はなぜ公共政策なのか？

## 1. 諸外国と比較した我が国の教育投資 (1) 公財政教育支出の対GDP比 (2011年)

我が国の公財政教育支出の対GDP比は、機関補助と個人補助を合わせて3.8%であり、データの存在するOECD加盟国の中で最下位である。



(出典) OECD『図表でみる教育』(2014年版) グラフ緑色は日本以外のG7諸国

# 外部経済効果

- 近代啓蒙主義
- 経済活動の費用や便益が取引当事者以外に及ぶことを「外部性」という
- 教育に関する課題は世の中が悪くなり始めてから 遅れて問題化される。

# Ⅲ. 教育投資の経済成長・歳出削減等への効果

## (1) 高等教育の効果

☑ 大卒者・院卒者一人当たりの費用便益分析 (平成24年時点 試算)

費用=2,537,524円

(学部・大学院在学期間中の公的投資額)

- 国立、公立及び私立大学への公的教育投資額\*1  
=2,537,524円

便益\*2=6,084,468円

(大学・大学院卒業者の公財政への貢献)

- ① 税収増加額\*3+失業による逸失税収抑制額=6,074,363円
- ② 失業給付抑制額\*4=8,617円
- ③ 犯罪費用抑制額\*5=1,488円

一人当たり効果額=3,546,944円

⇒約2.40倍の効果

\*1 大学学部及び大学院 (全てにおいて同様)

\*2 大卒・院卒者の額から高卒者の額を差し引いたものである。

\*3 65歳までの所得税・住民税・消費税について、各年齢の税額を19歳を起点として割引率4%による割引現在価値を示した。

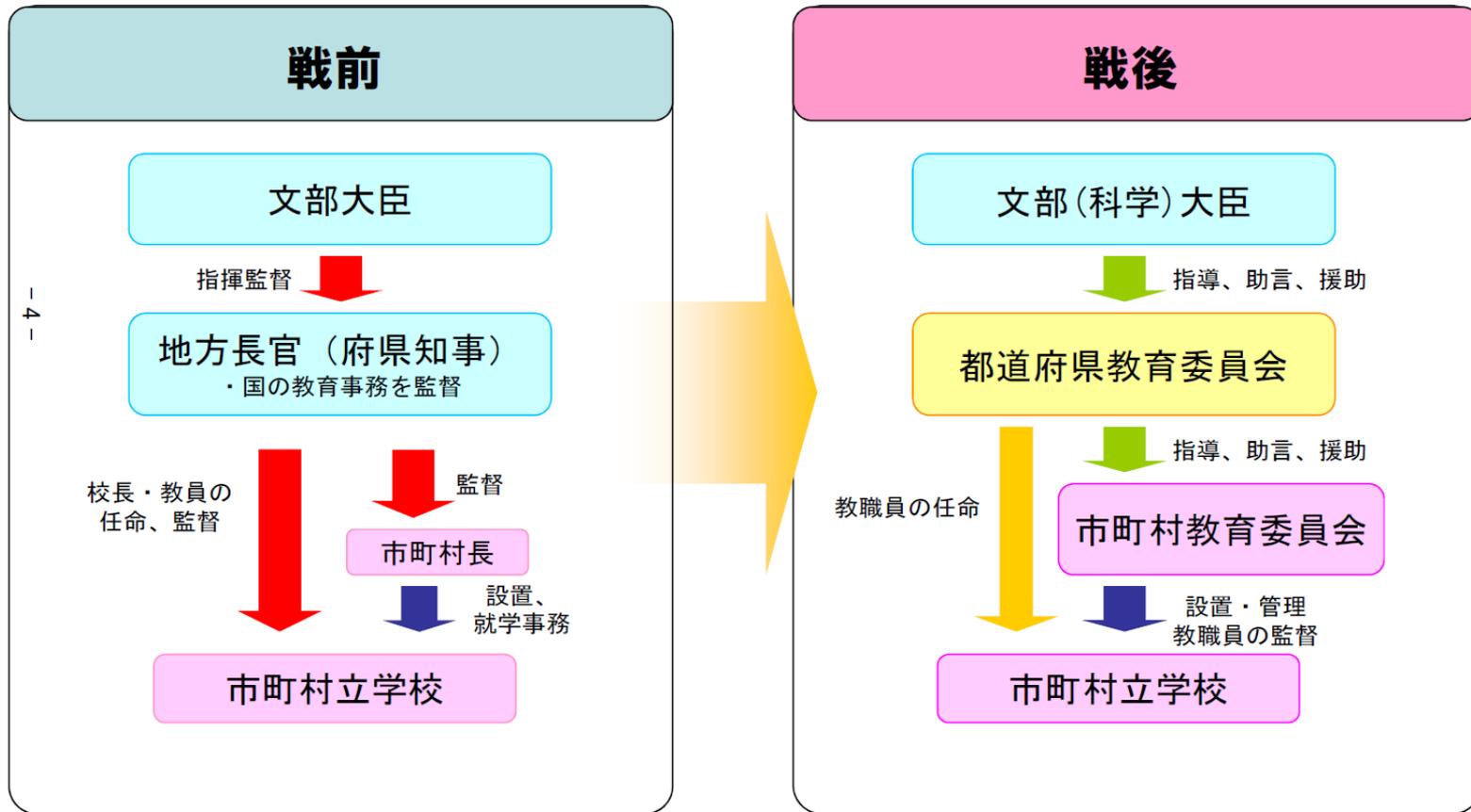
\*4 雇用保険の失業給付部分を想定したものである。

\*5 刑務所への収容にかかる費用を想定したものである。

注 平成22年度文部科学省委託調査「教育投資が社会関係資本に与える影響に関する調査研究」三菱総合研究所(2010)を基に国立 教育政策研究所にて試算

# 教育行政

# 教育における国と地方の関係について

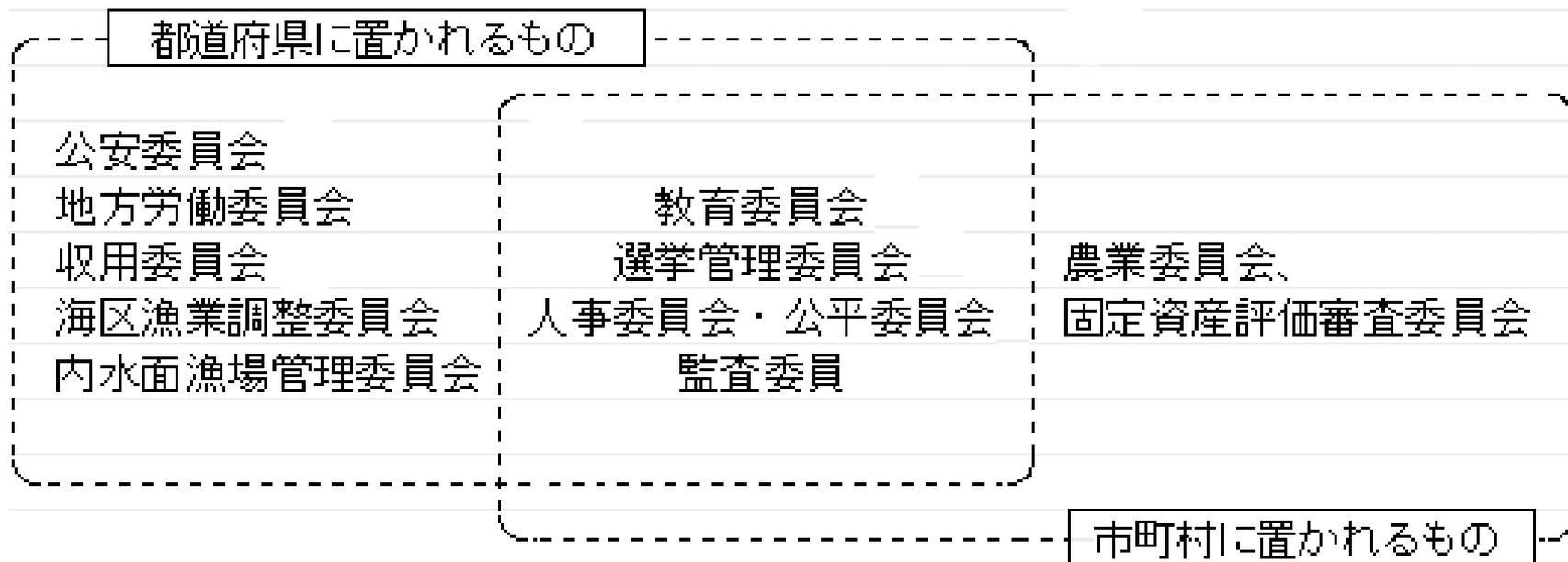


# 行政委員会制度

- 教育行政において国は、議院内閣制の下、内閣がその責任において行うことを基本なので**行政委員会制度**を採らない
- 地方は教育委員会方式を採る
- 国は学校教育法等の制度の枠組みや学習指導要領といった全国的な基準を定め、あるいは教員給与等の財政負担を行うこと等を役割としており、**学校の設置管理者として、児童生徒に直接教育を実施したり教職員人事を行う立場にはない**ため、内閣から独立した委員会を設けず文部科学大臣が教育行政を行っている。
- 国と地方の統治機構の違いという面からは国が議院内閣制を採っているのに対して地方は二元代表制を採っており、首長は、住民による直接選挙で選出されるなど、議会との関係では極めて強力な権限を持つ。このため、首長一人の判断によって教育内容等が大きく左右されることがないように、教育委員会制度を含む各種委員会制度が設けられてきた。

公選制による首長のほか、長から独立した地位・権限を有する委員会等が設置されている。(執行機関多元主義)

## 行政委員会の種類



# これまでの教育委員会制度等の概要

## ① 教育委員会制度の仕組み

- 教育委員会は、首長から独立した行政委員会として全ての都道府県及び市町村等に設置。
- 教育委員会は、教育委員長が主宰する会議で、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体の事務を執行。
- 教育委員は、非常勤で、原則5人。任期は4年で、再任可。
- 教育委員長は教育委員会を代表し、教育委員のうちから教育委員会が選挙。任期は1年で再任可。
- 教育長は、常勤で、教育委員のうちから教育委員会が任命。(教育委員長との兼任不可)

## ② 教育委員会制度の趣旨

### A 政治的中立性の確保

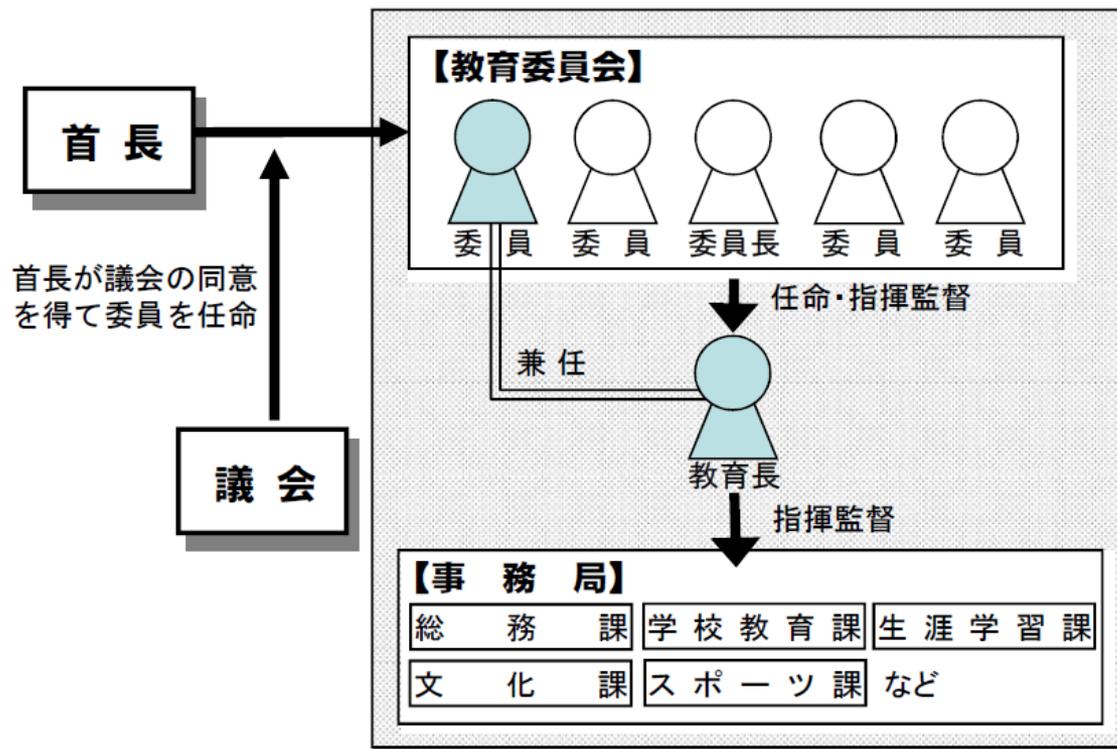
教育は、その内容が中立公正であることが極めて重要。個人的な価値判断や特定の党派的影響力から中立性を確保することが必要。

### B 継続性・安定性の確保

特に義務教育について、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要。

### C 地域住民の意向の反映

教育は、地域住民にとって関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の参加を踏まえて行われることが必要。



# 地方教育行政制度の変遷（主な制度改正）

## 教育委員会制度創設（昭和23年）

○教育の地方分権 ○教育行政への民意の反映(教育委員公選制)

・全ての市町村に教育委員会を設置(昭和27年)

## 教育委員公選制等見直し（昭和31年）

○教育委員の公選制廃止(任命制の導入)

⇒教育委員会に党派的对立が持ち込まれる弊害を解消

○教育長の任命承認制度の導入

⇒教育長の任命にあたって、国や都道府県教委が承認

○教育委員会による予算案・条例案の議会提案権の廃止

⇒一般行政との調和

## 教育における「団体自治」を強化（平成11年法改正）

○教育長の任命承認制度の廃止

⇒地方の責任による教育長の任命

○市町村立学校に関する都道府県の基準設定権の廃止

⇒地方の主体性の尊重

地域の意向を反映した  
主体的な教育行政の推進

## 教育における「住民自治」を強化（平成13年法改正）

### ○教育委員の構成の多様化

⇒地域の多様な意向の反映

（委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮すること、保護者が含まれるよう努めることを規定。）

### ○教育委員会会議の原則公開

⇒教育行政の説明責任を果たす

## 学校運営協議会（平成16年法改正）

### ○学校運営協議会を設置可能に

⇒地域住民、保護者等が学校運営に参画可能に  
学校運営協議会の権限：

- ①学校運営の基本方針の承認
- ②学校運営について教育委員会または校長に意見
- ③教職員の任用について、教育委員会に意見

## 国、教育委員会の責任を明確化（平成19年法改正）

### ○教育委員会の責任体制の明確化

### ○教育委員会の体制の充実

### ○教育における地方分権の推進

### ○教育における国の責任の果たし方

### ○私立学校に関する教育行政

地方公共団体の  
責任の拡大（地方分権）

# 2011年10月大津市いじめ自殺事件

## 大津の中2男子自殺をめぐる経過

平成23年	10月11日	大津市立中2年の男子生徒が自宅マンションから飛び降り死亡。大津署が自殺と断定
	28日	学校が生徒の遺族に「いじめがあった」と報告。遺族は全容解明を求め、再調査を要望
24	11月2日	市教委が「自殺との因果関係は判断できない」と発表
	2月24日	遺族が「自殺はいじめが原因」として市やいじめたとされる同級生らに損害賠償を求め提訴
	5月22日	損賠訴訟の第1回口頭弁論で、市側は全面的に争う姿勢
	7月3日	学校が生徒に実施したアンケートの回答に「自殺の練習をさせられていた」との記述があったことが判明
	6月	市が、第三者調査委員会を設けて再調査する方針示す
	11月	滋賀県警が暴行容疑で中学校と市教委を家宅捜索
	17日	損賠訴訟の第2回口頭弁論で市側が主張を転換し、第三者委の調査を待った上で和解協議したいと陳述
	18日	遺族が同級生3人を暴行などの罪で大津署に告訴
12	27日	県警が同級生2人を暴行容疑などで書類送検、1人を暴行の非行事実などで児童相談所に送致
	1月31日	第三者委が「同級生によるいじめが自殺の直接的な要因だった」とする報告書を越直美市長に提出
25	2月5日	損賠訴訟の第5回口頭弁論。市側がいじめと自殺の因果関係を認め、和解を申し入れる
	5月24日	大津地検が書類送検されていた2人を暴行などの非行事実で大津家裁に送致。児相も1人を同年3月に家裁送致済み
	3月14日	家裁が2人を保護観察処分、1人を不処分に。その後、保護観察処分の1人と不処分の1人が決定を不服として抗告
26	11月20日	大阪高裁が2人の抗告を棄却
	3月6日	損賠訴訟で、市が地裁の和解勧告を受け入れる方針示す
27	3月6日	損賠訴訟で、市が地裁の和解勧告を受け入れる方針示す
	17日	損賠訴訟で、遺族と市の和解が成立

## 現行の教育委員会制度における問題点

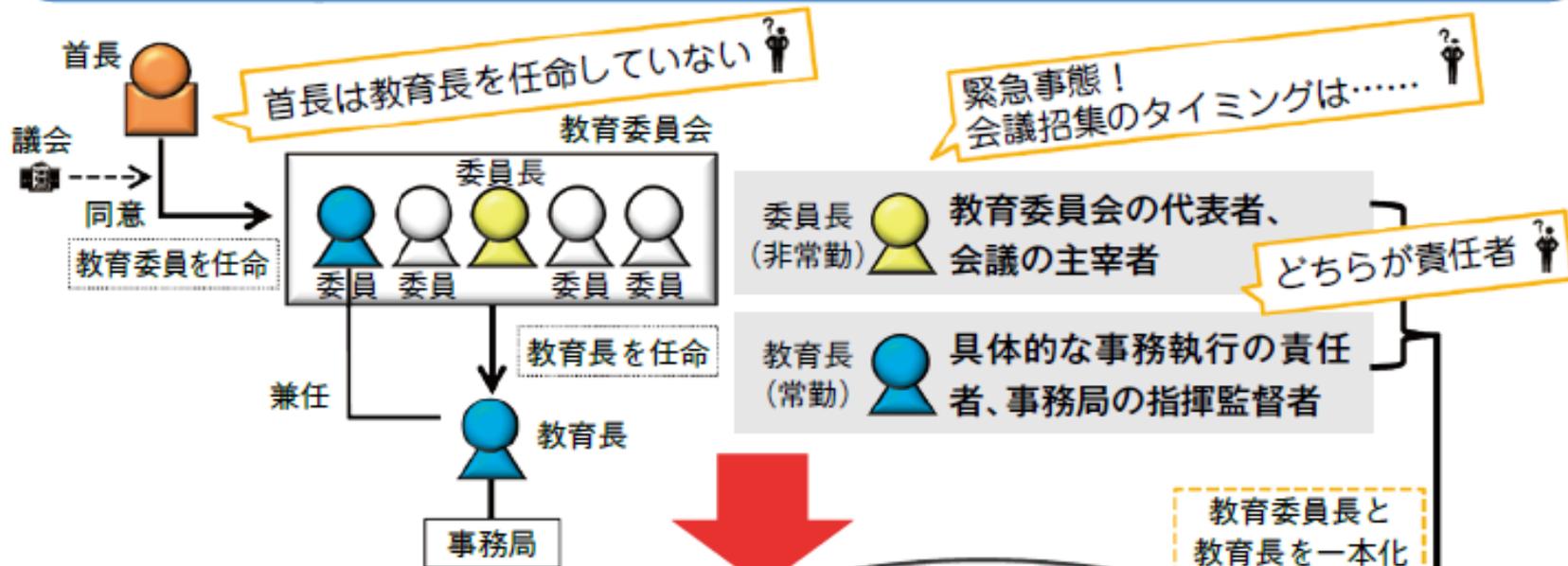
- ①教育委員長と教育長のどちらが責任者か分かりにくい
- ②非常勤の委員を中心とする教育委員会ではいじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない
- ③地域の民意が十分に反映されていない
- ④地方教育行政に問題がある場合に、国が最終的に責任を果たせるようにする必要がある

# 教育委員会制度等の在り方について」 (第二次提言)

- 教育行政の責任体制を明確にするため、首長が、議会同意を得て直接任免を行う教育長を責任者とする。
- 教育委員会の性格を改め、地域のあるべき姿や、基本方針について審議を行い、教育長に大きな方向性を示すとともに、教育長による事務の執行状況のチェックを行う。

**POINT①**  
教育長

**教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置**



**新「教育長」**

★教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表（会議の主宰者、具体的な事務執行の責任者、事務局の指揮監督者）

★任期3年

新「教育長」 (常勤)

※教育長については、所信表明など丁寧な手続を期待

- ✓ 首長が直接教育長を任命することにより、任命責任が明確化

- ✓ 第一義的な責任者が教育長であることが明確に
- ✓ 緊急時にも、常勤の教育長が教育委員会会議の招集のタイミングを判断

**POINT②**  
**教育委員会**

## 教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

- 新「教育長」の判断による教育委員への迅速な情報提供や会議の招集の実現。
- 教育委員によるチェック機能の強化のため、
  - ・教育委員の定数1／3以上からの会議の招集の請求
  - ・教育委員会規則で定めるところにより、教育長が委任された事務の管理・執行状況を報告する義務について規定。
- 会議の透明化のため、原則として、会議の議事録を作成・公表すること。
  - ✓教育委員会の審議の活性化

**POINT③**  
総合教育会議

# すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置

あまり教育に口を出さない方がいいのかな？



首長

- 大学に関すること
- 私学に関すること
- 予算の編成・執行
- 条例案の提出

教育に関する  
大きな権限

予算の権限を持つ首長は？  
どう考えているのかな？



教育委員会

- 公立学校の設置・管理・廃止
- 教職員の人事
- 教育課程、生徒指導
- 教科書、その他の教材の取り扱い
- 施設設備、整備
- 社会教育
- スポーツ、文化、文化財

密接な関連

## 総合教育会議の設置

### 総合教育会議



- 首長が招集。会議は原則公開。
- 構成員は首長と教育委員会。  
(必要に応じ意見聴取者の出席を要請)
- 協議・調整事項は以下のとおり。
  - ①教育行政の大綱の策定
  - ②教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
  - ③児童・生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置

- ✓ 首長が教育行政に果たす責任や役割が明確になるとともに、首長が公の場で教育政策について議論することが可能に
- ✓ 首長と教育委員会が協議・調整することにより、両者が教育政策の方向性を共有し、一致して執行にあたることが可能に

POINT④  
大綱

## 教育に関する「大綱」を首長が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。教育基本法第17条に規定する基本的な方針を参酌して定める。
- 総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が策定。
- 首長及び教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれの所管する事務を執行。

✓ 地方公共団体としての教育政策に関する方向性が明確化

徳島県教育振興大綱

徳島県教育振興アクションプラン



# 令和2年度徳島県教育委員会関係予算

・・・ 812億3800万円(16.1%)

◎人件費 ・・・ 732億4700万円(90.1%)

◎県立学校長寿命化推進事業

・・・ 14億5700万円

◎県立博物館新常設展構築事業

・・・ 6億円

◎県立夜間中学開校準備事業

・・・ 2億600万円

◎高校施設耐震診断・改修事業

・・・ 2億4000万円

◎カウンセラー・ソーシャルワーカー配置事業

・・・ 1億2600万円 等

# 義務教育費国庫負担制度

- すべての国民が、全国どの地域においても無償で一定水準の義務教育を受けられるようにするため、義務教育費の大半を占める公立の義務教育諸学校の教職員給与費について、国と地方の負担によりその全額を保障するもの
- 負担率2分の1を3分の1に 平成18年
- 総額裁量制度の導入

# 県費負担教職員制度

① 市（指定都市除く）町村立小・中学校等の教職員は市町村の職員であるが、設置者負担の原則の例外として、その給与については都道府県の負担とし、給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を図り、教育水準の維持向上を図る。

② 身分は市町村の職員としつつ、都道府県が人事を行うこととし、広く市町村をこえて人事を行うことにより、教職員の適正配置と人事交流を図る。

# 総額裁量制

図表●2-2-18 総額裁量制の概要

## ①給与の種類・額を自由に決定

〈従来〉

給料	
諸手当	期末勤勉手当
	管理職手当
	住房手当・通勤手当 等

給料・諸手当の費目ごとに国の基準を超える額は  
国庫負担の対象外だった。

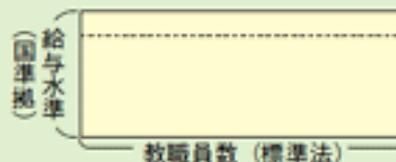
〈改革後〉

総額裁量制

費目ごとの国庫負担限度額がなくなり、総額  
の中で自由に決定できるようになった。

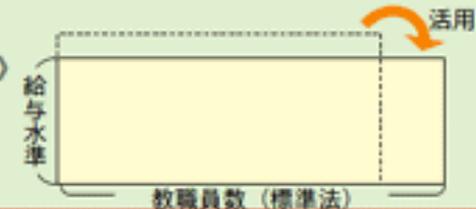
## ②教職員数を自由に決定

〈従来〉



教職員定数を超える部分は、国庫負担の対象外だった。  
また、給与水準を引き下げると国庫負担も減少した。

〈改革後〉



給与水準の引き下げにより生じた財源で教職員  
数を増やすことが可能になった。

図表●2-2-19 小中学校・盲聾学校と養護学校に係る国庫負担制度の一本化

〈従来〉

【義務教育費国庫負担法】

公立小中学校、盲・聾学校の小中学部の教職員給与費について国が負担

総額裁量制（平成16年度～）

総額（平均給与×標準定数）の範囲で自由に活用が可能

養護学校の教職員配置の充実に活用できない

相互活用できない

【公立養護学校整備特別措置法第5条】

公立養護学校の小中学部の教職員給与費について国が負担

総額裁量制（平成16年度～）

盲・聾学校等における教職員配置の充実に活用できない

〈改革後〉

【義務教育費国庫負担法】

公立小中学校、盲・聾・養護学校の小中学部（義務教育のすべての学校種）の教職員給与費について国が負担

総額裁量制の更なる改善  
（平成18年度～）

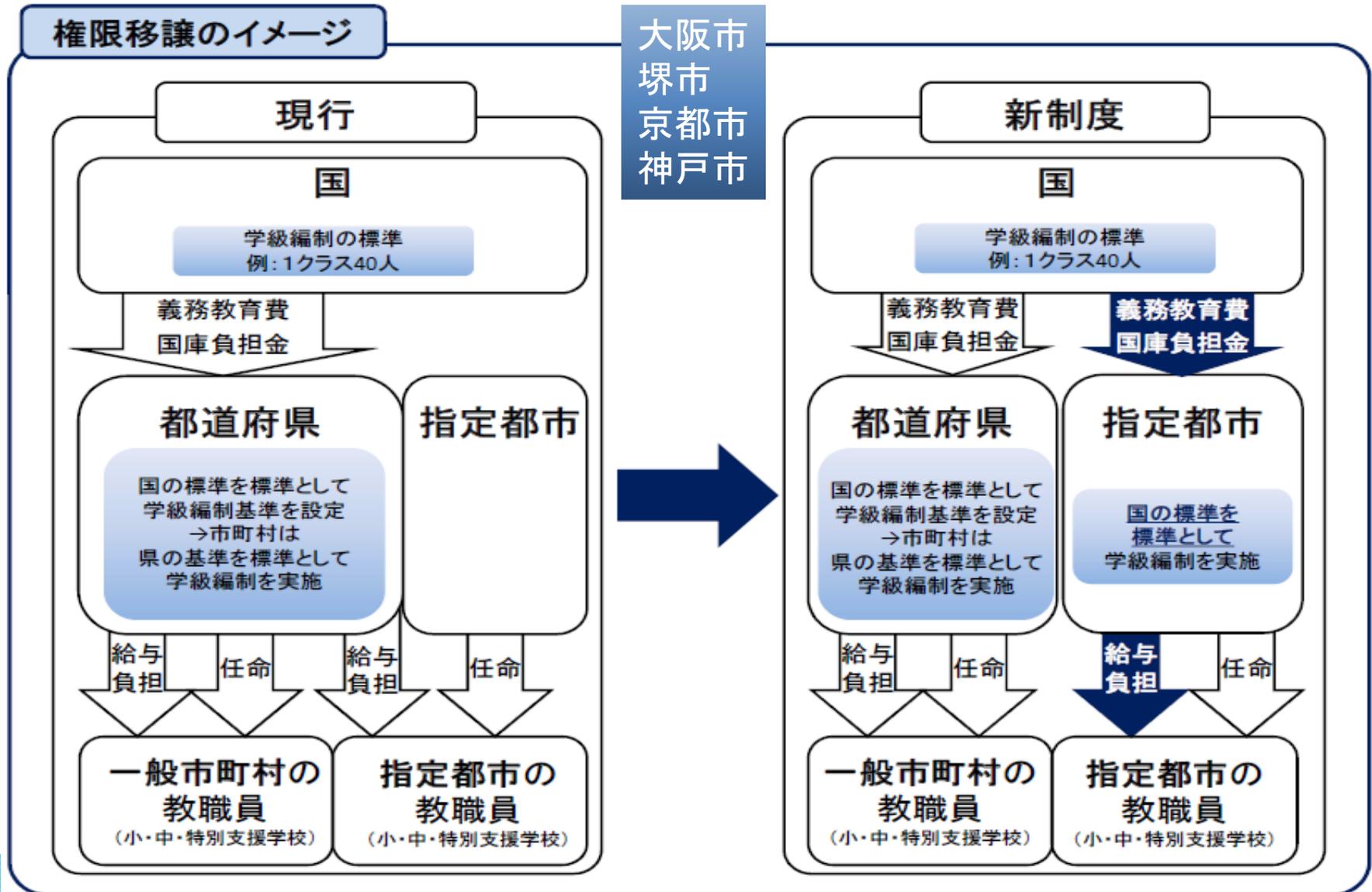
義務教育のすべての学校種において、総額（平均給与×標準定数）の範囲で自由に活用が可能

特別支援学校の制度化を見据えた教職員の配置をすることが可能に

大幅な事務の簡素化

一本化

# 県費負担教職員の給与負担等の移譲について



# 平成29年地方公務員給与実態調査結果等の概要

< 第9表 職種別平均給与月額(全地方公共団体) >

職種区分		年	平均年齢	平均給料月額	諸手当月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
全職種		H29	42.0	330,706	85,305	416,011	374,758
		H28	42.1	332,609	86,642	419,251	376,031
主な 内 訳	一般行政職	H29	42.3	319,492	82,655	402,147	363,448
		H28	42.3	321,689	85,458	407,147	365,549
	技能労務職	H29	50.1	317,632	60,674	378,306	356,920
		H28	49.6	318,209	64,788	382,997	358,060
	高等学校 教育職	H29	44.8	377,218	64,432	441,650	417,629
		H28	44.8	379,511	64,007	443,518	419,176
	小・中学校 教育職	H29	42.8	359,806	58,656	418,462	401,345
		H28	43.1	362,806	56,702	419,508	402,206
	警察職	H29	38.4	320,446	135,897	456,343	368,063
		H28	38.5	320,757	138,846	459,603	368,050

# 教員免許制度

## ● 相当免許主義

➡ 図1、図2参照

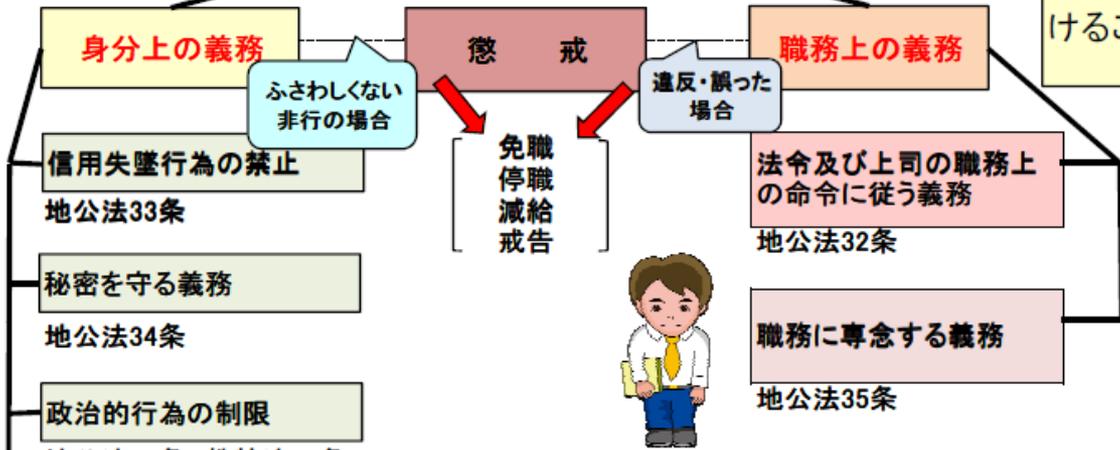
- 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教員は、原則として、学校の種類ごとの教員免許状が必要です。(中学校又は高等学校の教員は学校の種類及び教科ごとの教員免許状が必要です。)
- 中等教育学校の教員は、中学校と高等学校の両方の教員免許状が必要です。
- 特別支援学校の教員は、特別支援学校と特別支援学校の各部(幼稚部・小学部・中学部・高等部)に相当する学校種の両方の教員免許状が必要です。
- 児童の養護をつかさどる教員、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる教員は、それぞれ養護教諭(養護助教諭)の免許状、栄養教諭の免許状が必要です。  
(教育職員免許法 第2条、第3条)

# 教職員の服務



**「知っておくべきこと」**

「服務」とは、職員が守らなければならない義務のことです。この義務は、**職務を行うに当たって守るべき義務(職務上の義務)**と、**公務員の身分を有するため守らなければならない義務(身分上の義務)**に分けることができます。



**「私たち教職員が、県民から信頼を得るため、当然守るべき原則」**

**「地方公務員法」、「教育公務員特例法」、「徳島県の公務員倫理に関する条例」、「徳島県立学校規則」、「徳島県教育委員会職員服務規則」に規定 (コンプライアンスハンドブックP2~P3)**

# 教員の処分

- 分限処分とは 職員の身分保障の限界。公務能率の維持を目的として、一定の事由により科せられる職員の意に反する処分
- 懲戒処分とは 職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務員関係における規律ないし秩序の維持を目的として、任命権者が科す職員の意に反する処分

# 教員の処分（懲戒）

: 職員の一定の義務違反に対して科せられる制裁としての処分。職員の道義的責任の追及による服務規律及び秩序の維持を目的とする

- 免職 - 職員の意に反してその職を失わせる処分をいう。
- 降任 - 現に定められている職務の等級・階級を1ないし2下位のものに下すこと。
- 停職 - 一定期間、職務に従事させない処分をいう。。
- 減給 - 職員に対する制裁として一定期間、職員の給与の一定割合を減額して支給する処分をいう。国家公務員の場合は人事院規則で、期間は最高で1年、額は俸給の20パーセント以内と定められている。
- 戒告（譴責：けんせき） - 職員の非違行為の責任を確認し、その将来を戒める処分をいう。

# 教員の処分(分限)

職員が一定の事由により、その職責を十分に果たすことが期待しえない場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分。公務能率の維持及び公務の適切な運営の確保を目的とする

- 免職(職員としての身分を失わせる処分) 勤務実績不良、心身の故障による職務遂行への支障等 適格性欠如、職制・定数の改廃又は予算減少による廃職等
- 降任(現に占めている職より下位の職に任命する処分)
- 休職(職を保有しつつ一定期間職務に従事させない処分) 病気休職、起訴休職、条例で定める事由
- 降給(給料を現在より低い額に決定する処分) 条例で定める事由

# 国家賠償法

- 日本国憲法第17条 「何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。
- **国家賠償法 第1条第1項**

国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

  1. 「公権力の行使」にあたる
  2. 「公務員」の行為
  3. 「職務を行うにつき」
  4. 「故意・過失」「違法」
- **国家賠償1条2項** 「公務員に故意または重過失があった場合に限り、国または公共団体は、その公務員に対し求償権を有する

# 大分県が元顧問に対し求償権を行使することを認めた事例

(大分地裁平成28年12月22日)

剣道部の練習中に重度の熱中症で倒れ死亡した生徒の親は、国家賠償法に基づく損害賠償請求で大分県に勝訴していました。

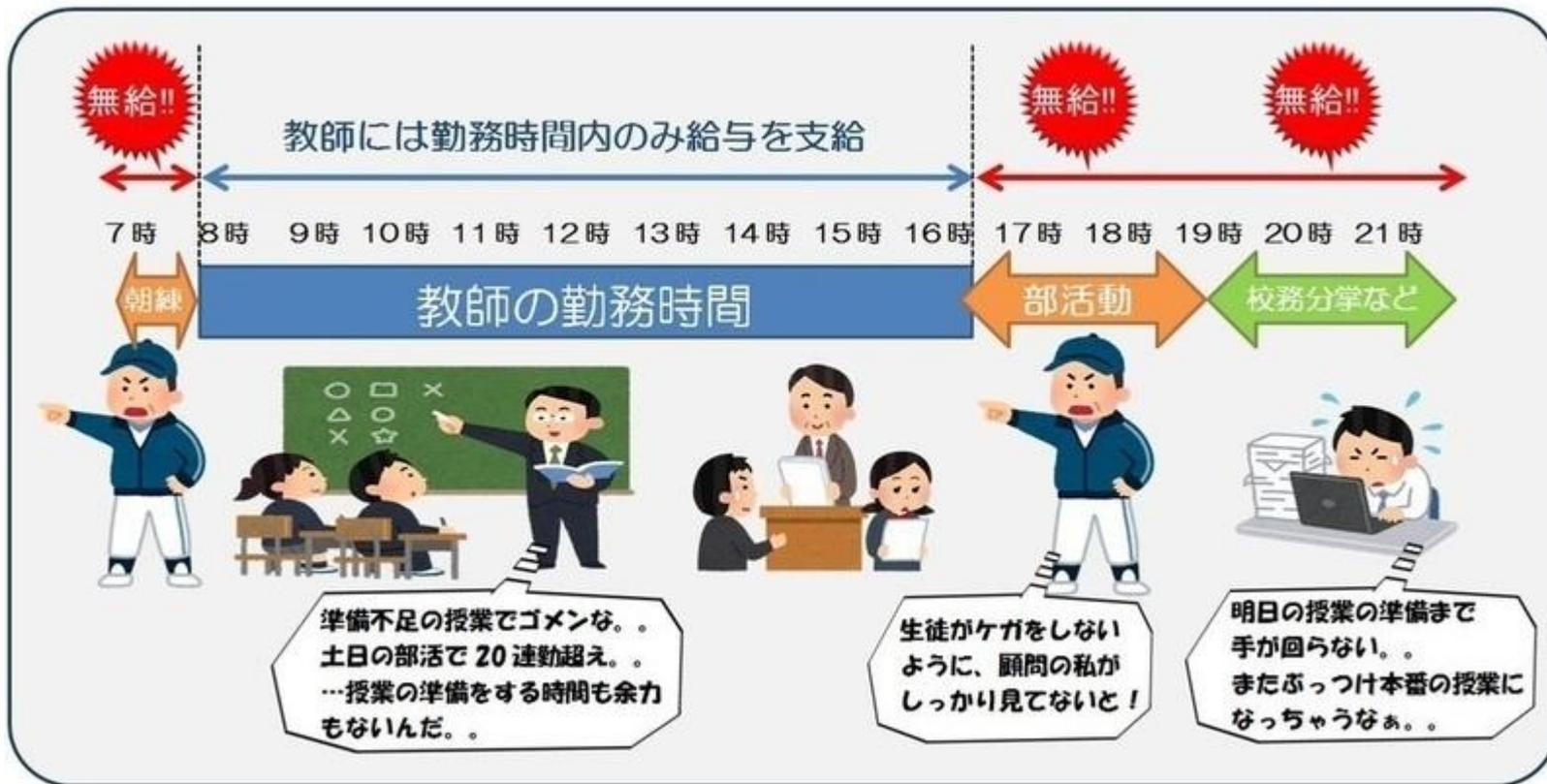
しかし、元顧問に対する請求が認められなかったために、住民監査請求を経て住民訴訟を提起し、大分県に対し元顧問に対する求償権行使を求めている事例です。下記の2つの理由から重過失と認定されています。

(1)事故当時、亡くなった生徒は竹刀を落としたのに、気づかず竹刀を構えるしぐさを取った。熱射病による異常行動と容易に認識できたのに、元顧問は何ら合理的な理由もなく演技をしていると決めつけ、練習を継続させ、適切な措置を取らなかった

(2)元顧問は、元生徒を前蹴りし、倒れた生徒にまたがって10回ほど頬を平手打ちをする、という状態を悪化させるような不適切な行為にまで及んだ。注意義務違反の程度は重大であり、その注意を甚だしく欠いた

# 学校における働き方改革に関する 緊急対策

# ブラック？ 教員



# 教員の多忙

## OECD・TALIS — 教員の仕事の時間配分について

- 日本の教員の1週間当たりの勤務時間は、参加国中最長(日本53.9時間、平均38.3時間)。
- 教員が指導(授業)に使ったと回答した時間は、参加国平均と同程度(日本17.7時間、平均19.3時間)である一方、課外活動(スポーツ・文化活動)の指導時間が特に長い(日本7.7時間、平均2.1時間)。
- また、一般的事務業務(日本5.5時間、平均2.9時間)や学校内外で個人で行う授業の計画や準備に使った時間(日本8.7時間、平均7.1時間)等も長い。

(参考)平成25年3月分厚生労働省勤労統計調査  
30人以上の事業所規模の月間総実労働時間:146.7時間(所定外労働時間を含む)

### (参考)教員の仕事時間

	仕事時間の合計	指導(授業)に使った時間	学校内外で個人で行う授業の計画や準備に使った時間	学校内での同僚との共同作業や話し合いに使った時間	生徒の課題の採点や添削に使った時間	生徒に対する教育相談に使った時間
日本	53.9時間	17.7時間	8.7時間	3.9時間	4.6時間	2.7時間
参加国平均	38.3時間	19.3時間	7.1時間	2.9時間	4.9時間	2.2時間
	学校運営業務への参画に使った時間	一般的事務業務に使った時間	保護者との連絡や連携に使った時間	課外活動の指導に使った時間	その他の業務に使った時間	
日本	3.0時間	5.5時間	1.3時間	7.7時間	2.9時間	
参加国平均	1.6時間	2.9時間	1.6時間	2.1時間	2.0時間	

※直近の「通常の一週間」(休暇や休日、病気休業などによって勤務時間が短くならなかった一週間)において、所属する学校で求められる仕事に従事した時間数を教員に質問。週末や夜間など、勤務時間外に行った仕事時間も含まれる。

## 長時間労働でも仕事への満足感が高い

— 日本の中学校教員の仕事への満足感（労働時間別） —

[ 現在の学校での仕事を楽んでいる ]

(%)

労働時間	非常によく当てはまる	当てはまる	当てはまらない	まったく当てはまらない
週30時間～40時間未満	18.3	55.8	18.3	7.5
週40時間～60時間未満	17.8	60.8	18.6	2.9
週60時間～75時間未満	17.5	59.7	20.5	2.3
週75時間以上	25.7	51.5	19.5	3.3

[ もう一度仕事を選べるとしたら、また教員になりたい ]

(%)

労働時間	非常によく当てはまる	当てはまる	当てはまらない	まったく当てはまらない
週30時間～40時間未満	14.2	44.2	31.7	10.0
週40時間～60時間未満	15.4	41.1	35.8	7.7
週60時間～75時間未満	15.1	41.3	36.3	7.3
週75時間以上	18.2	40.7	32.2	8.9

(出所)「OECD国際教員指導環境調査(TALIS2013)」を基に妹尾昌俊氏が作成

# 教職調整額

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法

## 「限定4項目」

超勤を認めている4つの項目で、

- (1) 生徒の実習に関する業務
- (2) 学校行事に関する業務
- (3) 教職員会議に関する業務
- (4) 非常災害等やむを得ない場合に必要な業務

月8時間の超過勤務に見合う額＝給料月額4%